

第四十八回国会 商工委員会 議 録 第二十九号

昭和四十年四月二十一日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 浦野 幸男君

理事 中川 俊思君

理事 加賀田 進君

小笠 公昭君

海部 俊橋君

田中 正巳君

二階堂 進君

三原 朝雄君

大村 邦夫君

沢田 政治君

田中 武夫君

麻生 良夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

通商産業政務次官 岡崎 英城君

中小企業庁長官 中野 正一君

委員外の出席者

總理府事務官 (経済企画庁総

合計画局計画官) 荒川 英君

(大蔵事務官) 吉瀬 維哉君

(主計官) 山下 元利君

(大蔵事務官) 厚生事務官

(主計官) 年金局年金課

長) 會根田都夫君

通商産業事務官 (中小企業庁計

画部振興課長) 長田 正夫君

労働事務官 廣政 順一君 (労働局長) 渡邊 一俊君

四月十六日

委員小沢辰男君辞任につき、その補欠として渡辺美智雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員渡辺美智雄君辞任につき、その補欠として小沢辰男君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員橋本次郎君辞任につき、その補欠として滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君辞任につき、その補欠として橋本次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

と五人以下の役員の数ですが、これをまずお教え願うておきたいと思ひます。

○中野政府委員 申し上げます。この法律でいってあります小規模企業者すなわち鉱工業、運送業その他の業種におきましては従業員二十人以下、商業、サービス業は従業員が五人以下でございますが、事業所の数が三百万でございます。そのうち個人が二百五十八万五千、法人が四十二万でございます。これは法人の役員の数でなくて法人でいっておりますから、それに役員は一人当たり何ぼということで大体的数は出るわけでございます。

○滝井委員 当然こういう事業団をつくって保険類の制度をおやりにならうとすれば、計数というものが、今後この事業の発展の見通しを立てる上に非常に重要な役割を演ずることになるわけなんです。したがって個人の二百八十五万五千と法人の四十二万の中に、どの程度の役員がおり、個人の中にも役員がおるわけですが、その数といふものを把握する必要があると思ひます。すなわち共済事業をやる上に、その対象者といふものを一体どの程度に見ておるのか。

○中野政府委員 私のほうの調査で、数字的にちよつと矛盾があるようなところがあるのであります。われわれのほうで小規模企業者の会社の役員数を調べますと約四十万になるわけですが、事業所の数は四十二万でございますから、役員の数より法人の数のほうがちよつと多いという結果が一応この調査では出ております。これは總理府の事業所統計調査報告から抽出したものであります。これは事業所単位の統計でありますために、一人法で数事業所を持つておるといふようなこともあるだろうと思ひますが、大体法人の数と役員数が同じ程度になっております。

それから、この法律で個人事業主といふのは、事業主個人ですね、おやじさんといひますか主人、それだけを対象にいたしてあります。

○滝井委員 そうしますと、大体この法律の対象者となる数は、個人が二百五十万と法人並びにその役員を合せて八十二万、三百三、四十万というところですね。

○中野政府委員 ちよつと私の説明が不十分だったかと思ひますが、役員数は四十万というふうな私のほうの調査では出ております。それから個人が二百五十八万でございます。

○滝井委員 そうしますと、法人には、御存じのとおり法人を経営する社長とか理事長とかいふ者がおるわけですが、これも役員に入れて四十万と、こらおっしゃるわけですか。そうしますと約三百万が対象だということですね。——わかりました。そうしますとこの三百万人の対象者の中に、労働省所管の中小企業退職金共済法の対象、いわゆる加入をしておる人は一体どの程度おるかということなんです。

○中野政府委員 その調査はわれわれのほうでちよつといまわかりませんので……。

○滝井委員 それなら、これはおよそは労働省が把握しておると思ひますから、労働省が来てからお尋ねをさせていただきます。

そうしますと、この三条の四項をごらんになると、「現に共済契約者である小規模企業者は、新たな共済契約を締結することができない。」といふのは、この条項の意味は、これは法律が成立した後には二重にダブることができないという意味ですか。

○中野政府委員 いまおっしゃるとおり、この制度でダブらせないようにならうと思ひます。

○滝井委員 この七条二項の一号「共済契約者が通商産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき。」には解除することになるのですか。一体この省令で何カ月分以上を納めなかつたときには解除されることになるのですか。

と五人以下の役員の数ですが、これをまずお教え願うておきたいと思ひます。

○中野政府委員 申し上げます。この法律でいってあります小規模企業者すなわち鉱工業、運送業その他の業種におきましては従業員二十人以下、商業、サービス業は従業員が五人以下でございますが、事業所の数が三百万でございます。そのうち個人が二百五十八万五千、法人が四十二万でございます。これは法人の役員の数でなくて法人でいっておりますから、それに役員は一人当たり何ぼということで大体的数は出るわけでございます。

○滝井委員 当然こういう事業団をつくって保険類の制度をおやりにならうとすれば、計数というものが、今後この事業の発展の見通しを立てる上に非常に重要な役割を演ずることになるわけなんです。したがって個人の二百八十五万五千と法人の四十二万の中に、どの程度の役員がおり、個人の中にも役員がおるわけですが、その数といふものを把握する必要があると思ひます。すなわち共済事業をやる上に、その対象者といふものを一体どの程度に見ておるのか。

○中野政府委員 私のほうの調査で、数字的にちよつと矛盾があるようなところがあるのであります。われわれのほうで小規模企業者の会社の役員数を調べますと約四十万になるわけですが、事業所の数は四十二万でございますから、役員の数より法人の数のほうがちよつと多いという結果が一応この調査では出ております。これは總理府の事業所統計調査報告から抽出したものであります。これは事業所単位の統計でありますために、一人法で数事業所を持つておるといふようなこともあるだろうと思ひますが、大体法人の数と役員数が同じ程度になっております。

それから、この法律で個人事業主といふのは、事業主個人ですね、おやじさんといひますか主人、それだけを対象にいたしてあります。

○滝井委員 そうしますと、大体この法律の対象者となる数は、個人が二百五十万と法人並びにその役員を合せて八十二万、三百三、四十万というところですね。

○中野政府委員 ちよつと私の説明が不十分だったかと思ひますが、役員数は四十万というふうな私のほうの調査では出ております。それから個人が二百五十八万でございます。

○滝井委員 そうしますと、法人には、御存じのとおり法人を経営する社長とか理事長とかいふ者がおるわけですが、これも役員に入れて四十万と、こらおっしゃるわけですか。そうしますと約三百万が対象だということですね。——わかりました。そうしますとこの三百万人の対象者の中に、労働省所管の中小企業退職金共済法の対象、いわゆる加入をしておる人は一体どの程度おるかということなんです。

○中野政府委員 その調査はわれわれのほうでちよつといまわかりませんので……。

○滝井委員 それなら、これはおよそは労働省が把握しておると思ひますから、労働省が来てからお尋ねをさせていただきます。

そうしますと、この三条の四項をごらんになると、「現に共済契約者である小規模企業者は、新たな共済契約を締結することができない。」といふのは、この条項の意味は、これは法律が成立した後には二重にダブることができないという意味ですか。

○中野政府委員 いまおっしゃるとおり、この制度でダブらせないようにならうと思ひます。

○滝井委員 この七条二項の一号「共済契約者が通商産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき。」には解除することになるのですか。一体この省令で何カ月分以上を納めなかつたときには解除されることになるのですか。

○中野政府委員 引き続き十二カ月程度を考えておられます。

○滝井委員 その場合、一年以上納めなかつたらそれは解除をされる。その場合に、過去の掛け金がたとえば三年とか四年とかかけておつたときには、その掛け金はどうなるのですか。

○中野政府委員 その場合は解約ということになりますので、解約の手續に従つて、年数によつて返す金が変わつてまいりますから、政令で定めることになっております。

○滝井委員 ところが大事なところなんです。実はこの法律を議んだときのたてまえは、中小企業者が経済的な変動を受けて倒産したりその他非常に危機に直面をしたときに助けてくれる法律だと初め思つておつたわけですが、だんだん読んでみると、労働省の中小企業退職金共済法とちつとも変わらぬわけです。それより内容的にはよくない法律です。ところがいまのように非常に経済の変動を受けやすい微妙な脆弱な内体を持つておる中小企業者が何かの拍子で一年間納めなかつたという事になれば——悪意で納めなければこれは別です。しかし、経済的に見て納められないという状態は破産と同じ状態なんです。それが一挙に解約をされて、過去に納めておつた金は幾らもらうのかという事はつきりしないということではいかぬと思つておられます。やはりこの際法律を通すときに、——たとえば掛け金をかけ始めて一年以下の場合に、たかだか一年も五年も継続してやむを得ないと思つたときなら、これはかけておつて、たまたま一年ぐらいいどうにもならぬでかけなかつたという事で、過去のものが一体どの程度返つてくるかという事がわからぬのでは困ると思つておられます。その基準はやはりこの法律が通過する前に示してもらわなければいかぬと思つておられます。

○長田説明員 いまの解約の場合にどのくらい金もらえるかというの、この法律の第十二条の第四項に規定がございます。「解約手当金の額は、掛金区分ごとに、その区分に係る納付に係る

掛金の合計額に、百分の八十を下らず、かつ、百分の百をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額とする。」というふうになつてございまして、それは年数に応じまして、大体政令で定められます内容は、十年未満の場合百分の八十、それから十年から二十年までは九十、それから二十年以上は一〇〇%、かように一応い

まのところ考えておられます。もう一つ、直ちに解約になるという事ではなくして、その場合に一応延納を認めることができるというふうになつておられます。支払いが不能になつたような場合には、できるだけ延納を認めていくという事を措置として考えておられます。第二十条に「災害その他やむを得ない事由により掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。」というふうになつておられます。

ただそれだけではない、実情に即して延納を認めていく。それから、ただ掛け金を長い期間にわたつて滞るといったような場合には、できるだけ督促を何人もやりまして、直ちにいきなり解約するというのがなしに、できるだけ督促をいたします。そしてその事情をできるだけ調べました上で、こういったような延納の措置を認められるものについては延納の措置を認める、かように考えておられます。

○滝井委員 第一点の、十年未満のものについては政令として百分の八十、十年から二十年までは百分の九十、二十年以上は一〇〇%、そうすると問題は十年以下ですね。一体、解約手当金ですか、これを出す場合は、一年以下のときには全然何ももらえぬわけですからね。そうすると、一年以上十年未満については八割割れるということになるのですか。

○長田説明員 さようでございます。

○滝井委員 わかりました。そうしますと今度は、延納が出ましたから延納のことを先に尋ねますが、災害その他やむを得ざる事情という、やむを得ざる事情というものは、一体どういふ条件のときにや

むを得ざる事情になるのかということですね、延納を認めるというとき……。

○長田説明員 その契約者が支払いが困難になつた場合ということでございます。

○滝井委員 いまの答弁ですか。支払い困難、そういう抽象的なことでは、中小企業者が金を払わぬというときには——わざわざこういふ共済事業団に入るわけですからね、契約するわけですから、そのときに、これは自分の掛け金がいわば利子がたいてつかぬで返つてくることになるわけ

です。だから支払いが困難になつたときというが、故意に払わぬということはない。支払い困難というのはいかぬかそこが基準がないと困るわけです。一方的に事業団のほうがおまへは支払い困難ではないという認定をされたらどうにもならぬことにはなるのです。だからその点については、解約されるというのには非常に不名誉なことなんだから、災害その他やむを得ざる事情、こう書くからには、何か災害に匹敵するものがそこに出てこなければいかぬわけですね。だから、災害に匹敵する場合はどういふ場合かという条件が出てきておらぬと、災害というものを例示しておるからには、その他やむを得ざる場合ということをおよそもう二つ三つくらいはいつてもらわぬと、ものさしにならぬわけですね。

○中野政府委員 いま先生が御指摘になつたように、災害その他やむを得ない理由というのでございまして、単に中小企業者が営業の成績が悪くなつて納められなくなつたというふうな場合は、ちよつと入りにくいというふうに考えます。たとえば火災であるとか、そういうたつたような客観的な不測な事象といふ場合は、これは問題なく入るわけでありまして、ただこれは国の機関としての事業団の運用でございまして、そういう点につきましては中小企業者の立場から見ると不利にならないように、業務方法書その他でできるだけ詳細な基準をつくつて、皆さんにわかりやすいようにしたいというふうにお考えしております。

○滝井委員 できるだけそこらの基準はもう少し、火災も災害のうちなんで、何かその他やむを得ざる事情というのをもう二つ三つ書いて、わかりやすくしておいてもらいたいと思つておられます。

それから八条の二項です。「事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。」ことになつておるわけですよ。非常に嚴重になつておるわけですね。いま言つたように、延納についても災害その他これに準ずるもの以外に認めてくれない、掛け金額を減少したいと思つてもなかなかそうはいかぬぞ、そこで認め

てもらへぬので払わなかつたら、これはびたつと解約になるわけですね。そこでこの掛け金額の減少を、自発的に自分がこうやってもらいたいと思つておつた場合、十口かけておつたのを五口にしても、二千円か二千五百円にしてくださいと言つても、これは簡単にいかないわけですね。そこで、そこらあたりは一体どういふ場合に承諾してくれることにならぬか。

○長田説明員 この減少の場合の措置でございまして、これは一応部分的な解約というふうに考えられるわけでございます。これは全面的な解約でございまして、先ほど御説明申し上げましたように条件としては不利な、元本以下のものが一応返るような形になりますので不利でございまして、部分的な減少の場合は、部分的な解約といふよりも一応全部通算される形になるわけでございますので、取り扱ひが非常に有利になるという事で、そのバランスも考えまして、これは制限を一応するように考えたわけでございます。その減少につきましても、先ほど申しました解約の場合と同じように、基準を一応つくつたことにはいたしました。大体考えおつたのは、相手方が支払いが非常に困難になつたというふうな場合、あるいは先ほど申し上げましたように災害その他理由により掛け金が部分的に納付することが困難になつた、やむを得ず減額せざるを得ないと

置き期間その他はどうか。運転資金、事業資金に貸すというのですから、相当の担保もとらなければならぬことになる。なぜならば、その次の二項をごらんになると、「業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行なわなければならない」という非常にきちんとした条件がつくわけですから、それは当然にゆる退職金の要素を持っている金なんですから、貸し倒れになったらいへんことになるわけですから、そこで、事業資金なり運転資金を貸し付ける条件についてひとつお示しを願いたい。

○中野政府委員 この法律にも、いま御指摘のありますように、安全で、しかも効率的な運用を害しない範囲でやるということでございますので、もちろんこれは担保なりあるいは保証人なりをとることになると思つて、これは普通の中小企業金融公庫あたりの貸し付けと大体同じような扱いをやつていきたい。ただ金利につきましては、御承知と思いますが、労働省のほうの中小企業退職金共済事業団が去年、三十九年度から還元融資を始めて、八分五厘の金利で、比較的普通の政府関係金融機関の、われわれのほうで所管している金融機関よりはやや安いわけでありまして、これを大体退職金共済と同程度の金利でやりたいというところで、いまいろいろ考慮中でございます。

○滝井委員 八分五厘ですか、八分五厘じゃ高いですよ。やっぱり貸すなら六分五厘にすべきだと思つて、さういふ中小企業者の、この提案理由にもあるように、いろいろ危機がきたときに救うためにつくるのだという法律が、今度八分五厘というのでは高いのだ。自分の出した金を借りるので、だからそこには有力な担保があれば当然六分五厘で貸して、さうしてこれは二十年、三十年と長期にかけるものだから、だからその据え置き期間、それから償還、さういふようなものも相当長期のものにしてやらないと話にならぬわけです。据え置き期間やら、返すのはどのくらいの年限で返すことになるのですか。利子は八分五厘、これは高いですよ。これは直さなければいかぬ。六分五厘くらいに直さなければいかぬ。まず利子を六分五厘にするかどうかです。八分五厘じゃ認められないですよ、それは。

○中野政府委員 金利については、もちろんいま申しましたようにいろいろの資料等によりまして検討を加えておる最中でございます。私が申し上げましたのは、労働省のほうの共済事業団が八分五厘で去年から始めましたので、これを参考にしたい。というのは、中小企業に対する政府関係機関の金利は、一番安いところで現在九分でございます。もちろん七分五厘の特利というのの一部にはございますが、大体九分、商工中金で大体九分ちよつと上になるといふようなことでございまして、いま御指摘がありましたように、できるだけ安い金利で、しかも長期の金を貸すという方向で今後検討してまいりたいと思つております。

○中野政府委員 それはまだ研究中でございます。そこまで最終的なものではできておりません。

○滝井委員 昔からエビでタイをつるといふことがございますが、やはりほんとうにあなた方がこの制度を積極的に進めようとするれば、さういふところから先に具体化しておかないと、中小企業にとっては魅力はないですよ。自分たちが金を出して、さうしてその金を借りるのに八分五厘にすれば、しかもその条件も何もわからないということでは話にならないわけですよ。やはりこれは六分五厘なら六分五厘でやりなさい、さうして据え置き期間は何のくらい置いて、年限は十年なら十年で返す、さういふ程度のことをやらないと、これは話にならないですよ。いま質問してみると、星雲状態、星雲状態では法律を通すわけにはいかならない。もう少しさういふ条件だけはかちつとコンクリートに固めてもらわなければならぬ。「円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内」と書いてあるのだ

から、もう少しそこらをつまらしてもらわなはいかんですな。それから事業資金を運転資金というのだけれども、この二つの条文を読んでごらんになると、「共済契約者又は事業協同組合その他の団体の事業に必要な資金の貸付けを行なうこと」というふうに、事業という非常に広い範囲にとつておるわけですよ。さうすると、たとえはその労働者の福祉施設をつくるために貸してくれというときに、貸さないのですか。これもやはり広い意味の事業ですよ。おやじが金がないときに、おやじがかけておつたお金をおろしてきて労働者の福祉施設に使うというときは、同時にその役員も使うし自分も使うことになるわけですよ。だから運転資金と事業資金に限ることはおかしいんじゃないですか。労働省の側は福祉施設を中心にやっております。けれども、いまの長官の言うように事業資金や運転資金だけということにはちよつと読めぬような感じがするのですが、そこらあたりはどうですか。

○中野政府委員 これは事業に必要な資金でございますから、いま先生が御指摘のような福祉施設をつくること、事業をやつていく上にどうしても必要だということで解釈上もまいるわけですよ。ただ、私が申し上げたのは、福利厚生施設なんかをつくる場合には、これは御承知のように年金福祉事業団等から非常に長期の、しかも金利の安いものが借りられるような仕組みに現在なつておりますから、だから実際問題としてはさういふ資金が必要がある場合には、そちらのほうで相当部分まかなえるのではないかと、さういふ意味で申し上げておるわけでありまして。

○滝井委員 さうしますと、法律論としては、この「団体の事業に必要な資金」といふ場合のこの事業の中には、福祉施設をつくる場合も入ると、さう理解して差しつかえないですか、借りるの、これは運転資金や事業資金を主としてやるのだけれども、しかし場合によっては福祉施設の場合も

借り得るのだ、さういふ理解をして差しつかえないかということですよ。

○中野政府委員 差しつかえございません。三十二ページ、ここに事業団が解散をする場合があるわけですよ。解散をした場合には、三百万の中小企業の中からどの程度加入するかわかりませんが、そのときには加入した人はお手上げになるわけですよ。加入したって解散をしてしまったときには、何かあとで政府が責任か何か持ちますか。政府はそのあと始末はしてくれませんか。たとえば健康保険組合をつくって、健康保険組合がお手上げになると、政府は健康保険組合というのも法律でつくつておるわけですから、政府が健康保険組合がその借金を全部背負つてあと始末をしてくれるわけですよ。そこでさういふ法律をおつくりになつて、さうしていよいよパニックが起つて、さうして中小企業のどれもこれも掛け金ができなくなつた、さうして運営はだめだ、解散をした場合に掛け金はパーになつてしまつた、あるいは急激なインフレが起つてきた、さうしてもういままの五百円くらいでは何も役に立たない、これは解散だといった場合に、あと始末を政府がするということ、さういふことですよ。

○中野政府委員 いま御心配のようない点がございまして、解散については任意に解散させない、きちんと法律でもつてあと始末をつけなければいかぬという趣旨でこの規定はできているわけですよ。

○滝井委員 さうしますと、一番ポイントだけ言つてもらえばいいわけですよ。さういふ非常に重大な事態が起つて、事業団の解散をするような場合には、あと始末は一切政府が責任を持つて、さうして中小企業者には、加入者には迷惑をかけないと言明ができるかどうか。これはあなたが言明できなかったら、大臣に来てもらつてはつきりしておく必要がある。

○中野政府委員 それではあとで相談いたしました。大臣からはつきり答弁していただきます。

○滝井委員 では、五十五条の問題はこの法律の最終的なかたまりになることですか。ぜひひとつ、あとで大臣から明白にさせていただきたいと思うので。

それから五十七条、これは遺族の問題その他が出てきますから、当然いろいろ紛争が起こるわけですね。その紛争が起こった場合には通産大臣があつせんをすることになる。そのあつせんの手続その他に關して必要な事項は、法律には何も出ていないわけですね。一切これは通商産業省令にゆだねられてしまつておるわけですね。御存じのとおり社会保険関係のいろいろな問題が起こりますと、社会保険審査官あるいは労働保険審査官というのがあるわけですね。そうして苦情の処理をするための社会保険審査会というものが中央にあつて、県には審査官があつて、それが当然やってくれるわけですね。こういう零細な企業者から掛け金をとつてやるのですから、一体、おやじが死んだ場合に遺族はだれが最優先順位でもらえるのか、いろいろ問題が起こってくると思つておるわけですね。そういう場合に、何かあつせんについての具体的な事項というものを示してもらわなければならぬと思つておるわけですね。大事なポイントが全部——この法律は匆忙の間につくつたと見えて、大事なかたまりとなるところは全部省令にゆだねられてしまつて、わからぬ。ほんとうに星雲の状態ですよ。もう少しこころあたりははつきりする必要があるし、はつきりするためには、ここでのおおよそのアウトラインというか、基準的なところは御答弁願つておきたいと思つておる。

○中野政府委員 いま御指摘がありましたように、他の社会保険制度等にも例があるわけですが、ございませうが、そういう点を参考にいたしまして、通産省令で手続等を詳細にきめたいというふうに考へます。

○滝井委員 どうも、もう少しいろいろな場合に、ついでにやはり例示くらいをして、親切に答弁をすることが当然だと思つておるわけですが、よその委員会だから遠慮しておきますよ。

五十八条です。御存じのとおり、いまの日本の物価は、少なくとも池田さんが三十五年十一月に天下を取つて以来ずっと上がつてきて、四割以上の物価の値上がりですね。したがつて、当時預けた百円というものがいまや六十円の価値しかないたつたわけですね。その場合に、こういう零細な企業者の金を集めるのでしたら、当然スライド制というものをある程度考へてもらわなければならぬことになるわけですね。ところがこの規定は、労働省の中小企業退職金共済法の規定とほとんど同じです。政府がスライドの問題については、足並みも足並みをそろえて、みんなあいまもこたもた、厚生年金も同じです。足並みをそろえて、みんなあいまもこたもた、金を集めて、金を使うことについては非常に熱意を持つつけられ、今度掛り金についての価値が非常に低減した場合には、その価値を補償する点については非常に消極的なんですね。そこで五年ごとに検討することになる点については、年金と非常に似ておるわけですね。似ておるけれども、検討するだけ結果をどうするかということとはちつとも書いていない。検討するということでは、どの条文にもみな検討すると書いてあるわけですね。やはりこれは失業保険等にもあるように、物価が最低二割なら二割でもいいですよ。われわれは一割と言いたいだけだけれども、それだけの上下があつたら、やはり掛け金というものは一割なら一割は何とかしてやるということにしなければいかぬと思つておるわけですね。

それで中野さん、これは大臣に尋ねなければならぬところなんです。一体、貨幣価値がずつと下がつてしまつた場合に、その分の補てんというものは國が責任を持つかどうかということですね。國が責任を持たないといふことは、これはどうにもならぬです。はるかかなたの二十年先になつて、貨幣価値が半分になつてしまつた。そうすると二十年かけたから三十万円あげます、四十万円あげますと言つておつても、そのときにそれがたつたといつたのではどうにもならぬわけですね。金を取る

こと急にして、貨幣価値が下がつた場合のその補てん方法については何にも書かれていないわけですね。年金ならばもうほとんど新しい人が入つてきて、そして何とか自動車操業みたいなことができませんよ。ところがいまの日本の客観的な情勢から考へて、中小企業者が未だに拡大する客観情勢はないですね。そうするとこれはいまの三百万円が、そんなに六百万、七百万と増加する傾向はない。労働者のほうの厚生年金ならば、いま言つたように第一次産業等から相当の労働力の数が流れてくるわけですから、数が多くなつてくるから、率直に言つて何とかこういふ二百万か三百万を對象にするものにおいては、貨幣価値が下がつた場合にその事態を取捨する方法はないですよ。必然的に政府がこれにてこ入れをしてやるという方法を考へておかないと、この制度は健全性がなくなつておるわけですね。そこでこの五十八条を検討した結果は、一体どうするつもりなのかということですね。

○中野政府委員 確かにインフレ等で貨幣価値が急激に下がつたというふうな場合にも問題があるわけでありまして、またそれ以外に、そういうこととでなくて、事業団に余裕金が出てきて、給付金、共済金をもう少しふやそうというふうな事象が生ずることも考へられますし、いろいろな情勢が生じますので、少なくとも五年ごとに共済金の支給に要する費用あるいは運用収益の推移、予想というものをきめておいて、掛け金なり、支払う共済金の額をきめておいて、こういふことではございませう。ただ、いま先生御指摘になつたように、貨幣価値の下落に伴つて一種のスライド制を考へるべきじゃないか、政府の責任においてやるべきじゃないかという御議論は、いろいろむずかしい問題もございまして、他の社会保険制度等についても、いま御指摘のようないろいろな問題があるわけではございませう。少なくともこの条項を十分活用して、できるだけ掛け金をされる中小企業者の皆さん方に迷惑のかからないように、この規定を活用して

いりたいというのが本旨でございませう。

○滝井委員 厚生年金みたいに千八百万とか二千の労働者が加入する、あるいは国民年金のようにやはり同じく二千万ぐらいの被保険者がおるといふような制度でも、そこは非常に問題があるところなんです。いわんやこういふ二、三百万人を對象とするものについては、そこを年金のことばで言へば整理資源ですね、こういう補てんをする資源、貨幣価値の変動に對し補てんする資源の問題を考へておかないと、こういう制度は底抜けになつてしまふのです。したがつてこの法案というのは画竜点睛を欠いておるわけですね。そういう点、もう少しきつちつとしてもらわなければならぬと思つておる。

なかなか大臣来ないですね。十一時半には来るといつたところのだけですね。それで次にお尋ねをするわけですが、労働局長いらつしやつていますか。

○広政説明員 福祉共済局長が参つております。

○滝井委員 課長は政府委員でないので、政府委員が答弁をして、答弁に補てんをしなければならぬところは課長がする、こうなつておるわけですね。労働者のほうにお尋ねするわけですが、この中小企業退職金共済法の中に、中小企業の労働者のほかに経営者、いわゆるおやじさんが相当入つておるはずなんです。これは、私ちょっと最近の資料を持ちませんが、去年の暮れまでにおそらく百万人くらい加入しておつたと思つておる。現在百万をこえておると思つておる、その百万をこえておる契約者の中に、いわゆる中小企業の労働者の中に、どの程度いま審議している小規模企業共済法の對象となるものが入つておるかということですね。

○広政説明員 ただいま先生御指摘の事業主が入つておるかどうかという点につきましては、この法律は従業員といふことを前提にいたしておりますので、事業主はいれられないということになりますので、次第でございませう。

○滝井委員 そうじゃなくて、中小企業退職金共済法の三条の三項の七号を見ると、「前各号に掲

くるといふことについては、これは非常に問題だと思ふ。いまの保守党の中に、こういうものを一
体長期の展望に立つて見る人がいないのかと思ふ
と非常に残念です。また、こういうものを黙って
許す労働省も労働省です。厚生省も厚生省です。
これはもう大臣、落第です。これは通産省は
ま火がついている中小企業のためにやむを得ずこ
れをつくつたかもしれない。それならば、もつと
いま火のついて倒産に直面する中小企業者の
救済のために別な制度を考えなければいかぬ。た
とえば国民金融公庫でうんと金を貸してやる、同
時に厚生省のほうは厚生年金を中小企業のために
うんと上げる、思い切つて一万年金をやるのだ、
そのかわり国が大幅な国庫負担を出す、ここまで
踏み切つてやらないと——国庫負担を一文もこれ
に出してはいけません。一体予算上の処置はど
うするのですか。予算上の処置はどういうことにな
つていくのですか。小規模企業共済法の予算上
の処置、これは一体どういうことになつていくか。
この条文を見ると確かに国が、附則の三条の二
項に「設立委員は、事業団の設立の準備を完了し
たときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込
みを請求しなければならない。」こうなつてい
る。だからこの出資金をわずかに四千万円出さず、そ
して二十年三十年かけても、そのてこ入れはちつ
ともないでしよう。労働者の側には三年かけたら
五割のてこ入れがあるのですよ。百二十九万、十
年かけたら一割のてこ入れがあるのですからね。
同じような貧しい中小企業のために、二十人以下
とか五人以下の、日本のいわば物をつくり、あるい
は輸出産業の基礎をなすような人に対してあまり
にも政府は冷淡ですよ。しかもこれらの票はみんな
自由民主党の政権をとる基礎票でしょう。自由
民主党の政権をとる基礎票の皆さん方に対して、
われわれは中小企業をこれでやるんじゃないやないけ
れども、びた一文国庫負担は入れないじゃないで
すか。こういう制度というものはいいですよ。し
かもその制度は、ちやちやな制度をつくつて年金制
度を破壊する制度です。一体自由民主党には率

直にいつて政治家がないのかと私は疑いたくなる。
票だけは巻き上げて、そしてわずかに四千万円、
事務的なもの、補助を三千万円ですか、お出しに
なつていふ。予算書を見るとそのくらいである。
そういうことではいけませんよ。大蔵省、来て
もらつておるはずですが、主計官、どうもいつも
吉瀬さんには気の毒だけれども、どういうつもり
ですか。これはわずかに四千万の出資金と、実は
いまいじくも中野長官が語つたように、これは
八分五厘で金を貸すんです。これを下げようと
すれば、国庫負担が入れなければこの利子は下
らないですよ。だからもう少し出資金をよけい
にして基礎を固めて、今度は掛け金に国が最終的に
幾分つけてやるという形になると、もうちょっと
この運転その他も楽になるでしょう。そうなる
わりあいこれは安心して、基礎が固まるから信用
ができる。弱い者が百人寄つても弱いですよ。毛
利元就が三本の矢ということを言つただけだ
も、いまの日本の状態では弱い者が幾ら寄つた
ところで、健康保険を見ればわかるように、零細な
健康保険被保険者が集まつてもいまの医療の赤字
はいかんともしがたい。だから再びなげなしのさ
いふの中から総報酬制とか薬価の半額負担とか、
さか立ちの政策をとることになる。中小企業は保
守党政権の基礎盤でしょう。貢献者でしょう。それ
をどうして少し入れられないのですか。少なくとも
も五割かそれらの金は入れてやる必要があると思
うのですが、これはどうしてですか。

○古瀬説明員 小規模企業の共済事業団の出資を
見ることにつきましては、予算編成の過程におき
ましても、いろいろ検討が行なわれたわけでは
ありません。第一言えることとありますが、この共済事業団
は、やはり退職金の共済事業団のいわゆる被保険
者と違ひまして、企業主であるという点にまず差
があると考えたわけでありまして、そういう点で、
やはりいろいろ種類の事業に対しては、退職
金の事業団に対する国の助成と若干異なるざるを
得ない。したがつて、私どももいたしまして
は、設立にあたりましての出資及び事務費の補助

につきましてはできる限りの予算を計上したわけ
でございます。同時にいろいろ発足にあたりまし
ての掛け金の運用の形態その他を見まして判断し
なければならぬというのが第二点の問題でござ
います。
加入者の数がどの程度になるか、いろいろ問題
がございますが、税制上の特典とかいろいろな点
を勘案いたしまして、私どももいたしましては、
相当程度の加入者さえあれば運用益をもって十分
この種類の事業が運営できる、こういうぐあいに
判断した次第でございます。
第三の、これは根本論でございますが、先ほど
から社会保障制度との関連をいろいろ聞かれたわ
けでございます。今回のこの事業団の事業の性格
でございますが、やはり一定の掛け金を貯蓄的に
運用していくというところに基本的な性格がある
わけでありまして、還元融資とかいろいろ問題
もからんでくるわけですが、やはり御自分の所得
を掛け金を通じて蓄積していく、それを運用して
いく貯蓄的な性格というのが強いわけでございます。
そういういたしますと、やはり民間の同種企業と
の権衡もございまして、私どももいたしましては、
予算上考へております出資及び事務費補助、この
助成体系をもちまして、この事業に対する国の助
成としては十分であり、また適正である、こう判
断した次第であります。

○滝井委員 そうしますと、いま吉瀬さんの発言
の中に、運用の形態それから税制上の特典等を見
て、大体運用益が相当出るからそれでやれるだろ
うというお話です。そうしますと、一体通産省と
しては三百万の中でどの程度の者がこれに加入を
するとお見込みになつていられるのですか。
○中野政府委員 本制度の運用にあたりましては、
これは先生も御承知のことと思ひますが、各地の
商工会あるいは協同組合あるいは商工会議所等か
ら、ぜひこの機関としていろいろ共済制度をやつ
てほしいという前々から非常な熱望がございまし
て、そういう点も十分取り入れてわれわれとして
は考へたわけでございます。民間自身の手でいろ

いろいろいろのをやりたいという話もあつたわ
けでございますが、どうしてもそれではやはり成り
立たない、また非常に長年にわたり掛け金をかけ
るわけでありまして、やはり国の機関でやつて
もらふことが安全性という点からいつてもいいと
いうことで、こういうことになつたわけでありま
す。この意味合いにおきまして、各協同組合ある
いは商工会等にも御協力を願ふことになつており
ますし、これは十分協力も得られる、したがつて
そういう面を通じていたたくようにやりたいとい
うふうに考へております。そうはいつても、な
かなか初年度からそうたくさん入られるという目
標を立てるわけにもまいりません。一応加入目標
は初年度全対象の約一割、三万人というふうに見
ております。それから次年度以降の増加見通しに
つきましては、いろいろこれは今後の情勢によつ
ても考へなければいけません。四、五年後に全
対象の約一割の三十万という程度を考へておるわ
けでございます。

○滝井委員 吉瀬さん、いまお聞きのとおり初年
度で一割の三万、そして四、五年すると一割の三
十万人程度というのでは、これはいまあなたの方
りように、しかもこの条文に書いていられるように、
事業資金とか運転資金をどどん貸していくよう
な形態にはならぬですね。こういう制度をつくつ
て、結局その事業団の理事長とか監事とかと
いうのは給料が高くなつてどうにもならぬこと
になるわけですね。しかもこれは国が事務費の補助を
するといふ条文もない。この退職金共済法には、
明らかに事業団の事務に要する費用といふのは、
これは九十五条かな、労働省側のほうにはあるわ
けです。こういう予算補助ですよ。事務費も予算
補助でしょう。出資金は書いておるけれども、幾
ら出資するといふことも書いてない。ほんとう
は、出資金は一億円なら一億円は出資すると、き
ちつと法律に書いてやる必要があるのですよ。一
億円なら一億円出資する、それから事務費は全部
見てやるならやる、このくらいのことくらいはし

て、結局その事業団の理事長とか監事とかと
いうのは給料が高くなつてどうにもならぬこと
になるわけですね。しかもこれは国が事務費の補助を
するといふ条文もない。この退職金共済法には、
明らかに事業団の事務に要する費用といふのは、
これは九十五条かな、労働省側のほうにはあるわ
けです。こういう予算補助ですよ。事務費も予算
補助でしょう。出資金は書いておるけれども、幾
ら出資するといふことも書いてない。ほんとう
は、出資金は一億円なら一億円は出資すると、き
ちつと法律に書いてやる必要があるのですよ。一
億円なら一億円出資する、それから事務費は全部
見てやるならやる、このくらいのことくらいはし

てやらないと、事務費もやらない、出資金も額は未定である。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

そして掛け金に対して、今度は、共済金をもたらう場合にはその補助金もないということになれば、何かこれは、弱いものが独立自尊の精神を起こしてみずから立てという法律ですよ。そしておまえたちは相互共助をやれ、こういうことなんです。この法律の前文を見るとそれが実に長々と書いてある。提案理由の説明を見ると、三枚が前文ですよ。そして法案の内容は二枚なんです。前文を長々と書いてある。そしてその前文をよく読んでみると、中小企業が非常に危機に直面をして、社会保険も冷遇をされておるんだ、しかも破産の危機がある、そのものを救う、まさにこれは天来の福音のごとく書いてある。ところが見てみると福音は一つもない。そんなばかな法律はないと思う。羊頭を掲げて狗肉を売るといふのはこの法案のことだ。だから羊の肉かと思つたが犬の肉だ、と思つておつただけけれども、実は犬の肉以下だといつておる。もうちょっとこれは通産省ががんばらぬと、私は口が悪いから言うだけのことを言らぬですが、こんなことでは、この商工委員会の名折れになるのですよ。もうちょっとしつかりしてもらわなければいかぬ。

そうしますと、この掛け金は、税法上の取り扱いは一体どうなるのですか。

○山下説明員 現在所得税には生命保険料控除という所得控除がございますが、この小規模企業共済法による掛け金は、保険料控除の対象にいたすようにする予定でございます。

○滝井委員 あたりまえのことじゃないか、こう言つておるのですかね。そうすると二十年とか三十年かけてもらつたその退職共済金は、税法上どういう取り扱いになるのですか。

○山下説明員 それは、給付がございまして、そのためにかけました掛け金を控除いたしまして、そのあとのものを一時所得として課税いたします。一時所得でございまして十五万円ないし三十万円

の特別控除がございまして、その二分の一に相なりますので、実際問題として課税はあまり起こらないのではないかと考へます。

○滝井委員 そうしますと、掛け金は生命保険料の控除をやる、それから給付をする場合には退職所得ではなくて一時所得になる。そうすると、労働省のほうの退職共済法の共済金はどういう取り扱いになつておられますか。

○山下説明員 労働省のほうのものは事業者でございまして、事業者が自分の使用人のためにかける場合には、それはその事業者の必要経費に相なりまして、それからその労働者につきましても、これはそのときに給与所得になるのでございまして、給与所得として課税いたしませんで、実際にもらいましたときに退職所得として課税することに相なつております。

○滝井委員 したがって前者に比べて後者というものは非常に有利ですよ、まず経費で全部落とすに比べてみまます、何も恩恵がないのですよ。生命保険料控除は当然のことです。そんなことをしないで、経費で落とすくらいしてやらないと、いま言つたように、あなた方正直に語るように、一年で一％、五、六年しても一割、これでは話にならぬですよ。私はまたこういう制度をおきめになるのだから、三百万のうち少なくとも百万ぐらい労働者の側がやつていけるのだから、その半分の五、六十万ぐらいは一挙に加ふるのかと思つていた。そして最後にには少なくとも五割ぐらい、百五、六十万から二百万ぐらいはここ五、六年のうちいくつのであろう、そういう形にならないと、弱者が集まつた相互扶助にはならぬですよ。税制上の恩恵もたしてない、国も金を入れない、あかぬ打ち出の小づちのように運用でばく大な金が出てくるといふ錯覚を起こさせるだけで、まるっきり馬の前にニンジンをつるして馬を走らせるようなものです。それではいかぬ。ニンジン法案では困る。どこからついでみても、中野さんにはお気の毒だ

けれども、これはよくない。日本の社会保障の前進の歯どめにもなるし、中小企業にはかきまほろしを与えて、しかも現実には冷ややかである、こういうことです。参議院選挙を前にして、大政党の自由民主党がこういふ法案を出すことは非常に残念に思ひます。もう少し真摯な立場で与野党協力をして、ILOじゃないけれども、やはり国の補助金も入れる、事務費も、わずかなもので、こんなもの出してやるべきです。

要求の大臣が来ないからこれでやめますけれども、どうせこれはまたあとで厚生年金のところでもやります。私としてはこれは税法上の恩恵をもう少し与える必要がある、それから国の補助その他もそこ入れをする必要があるということを痛感いたします。そういう要望をして、まだありますけれども、大臣が来ないですから私の質問をこれでやめます。

○浦野委員長代理 暫時休憩いたします。
午後一時に再開をいたします。
午後零時四十分休憩

午後一時八分開議
○浦野委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

小規模企業共済法案に対する質疑を続行いたします。大村邦夫君。

○大村委員 大臣にお尋ねをしたいと思います、私がかれからお尋ねする要旨は、この小規模企業共済法案に対して、目的、趣旨と中身とがかなり矛盾をしておりますから、その点について二、三、三、お尋ねしたいのであります。

まず第一に、政府はこの法律をつくることによつて小規模企業の福祉の増進に寄与すると、こゝろが目的の中にとつたててあります。大臣が御承知のように、政府出資は四千万円、あるいは事業費補助が三千万円、合計七千万円、その他はいわゆる自前の共済制度であります、私は少なくとも政府が福祉の増進に寄与するといふ、い

わゆる政策的に行なうということになれば、かなり内容的にも、たとえば国の補助を共済掛け金の給付金にも出すとか、そういうものがあつて初めて私は小規模企業の福祉の増進ということが言えると思ひますが、この程度ではたして小規模企業者の福祉の増進ということが、あるいはそういうことが言えるかどうか、その辺についてちょっと御見解をお尋ねしたいのであります。

○櫻内国務大臣 御指摘のようないふ点の足りない点が相当あることは私も率直に認めます。今回新しい制度として発足をいたしますので、通産省としての希望が十分かなえられておつたかどうか、あるいは私としての希望がかなえられておつたかどうかといふと、遺憾ながら十分でない点は認めるのであります、今後逐次改善をしていきたいと思ひのであります。因の助成措置について、お話しのような範囲でございまして、この点につきましては明年度以降の予算措置の際に、出資金の増ワクなどにつきまして十分われわれの主張をいたし、大蔵省とも折衝いたしたい、かように考へる次第でございまして。

○大村委員 将来あるいは来年度については、いままでの委員会ではいろいろ議論をされた趣旨を生かして善処することでありまが、特に私はいふことで、前会櫻井委員も強調しておりました社会保障的な、社会保険的な、そういう精神というものも十分加味をしていただきたい、こういう前提に立つてさらに御質問を続けるわけでありま

す。少し大上段に振りかざすようになりますが、大臣も御承知のように憲法の二十五条、これによりまして、国民の生存権それから国の社会的使命が規定をされております。その第一項では、これは大臣、耳にたがが出来るほどお聞きになつておられると思ひますが、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」この規定をされておるところであります。さらに第二項を見てみますと、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及

び増進に努めなければならぬ。こういふように明記をされております。ところで、中小企業がわが国の経済に重要な役割りを果たしてきたことは政府自身も十分認めておられるところであり、しかしこの法案の中身を見ますと、この憲法の精神が十分生かされていない。私はやはり、社会福祉の増進ということを増進するならば、あるいはまた小規模企業者の福祉の増進ということを増進するならば、この憲法の精神に従って考慮しなければならぬと思つております。すなわち経済の変動によつて、あるいは国のいろいろな施策の面から、施策の足らなから転廃業をやむなくされる者については、その生活面について社会保障あるいは福祉、そういう立場から十分めんどうを見るべきである。ところが社会福祉とか保障といふのは、憲法ではそういうことがうたわれて規定をされてはいますけれども、実際にはそれが実行されていないのじやないか、こういう点について大臣はどうお考えになるか、お尋ねをしたいと思います。

○櫻内内務大臣 憲法二十五条の精神を生かして対処することは、当然の私どもの使命であると思つております。小規模企業共済制度だけを考えていみますと、もの足りない点も多々あります。また私自身もこの制度をさらに拡充すべきだといふ見解に立つておりますが、しからば社会福祉あるいはお話しした社会保険という考え方に立つて、これをどの程度をもつて社会福祉の増進と社会保険が完備されておるかということになりますと、なかなかその線の引き方はむずかしいと思つております。もしこれを非常に最低の線を引いて考えますならば、一般的に、転廃業の際に不幸にして生活が成り立たないといふことになれば生活保護法の適用などを受ける場合、これも社会保険あるいは社会福祉の精神に準じたる考えのもとに行なわれておると私は思つております。しかしこれは最低の線でございますから、これが御趣旨に沿ふよりなふらにはもちろん私も考えておるわけではございませんが、その線の引き方でいろいろあ

らうと思つております。したがつてわれわれとしては、こういう制度あるいは他の諸施策を通じて、憲法二十五条の精神にもとることのないように施策すべきではないか。しかしこの制度そのものについては、先ほどもお答えしたように、今後拡充していく考えております。

○大村委員 ところで社会福祉であり、その線の引き方はきわめてむずかしいといふことでございますが、それはそのとおりでございます。しかし大臣、およそものには常識といふものがあると思つております。私はちなみに、この政府提案の別表にいわゆる掛け金に対する給付額とそれから一般の金利の関係を調べてみました。政府提案の別表によりますと、上段つまり転廃業の場合には七分二厘三毛です。程度程度の利子、それから役員をやめる場合には六分三厘程度の利息が加味されておるよりに聞いておりましたが、私の計算したところによりますと、年率五分五厘六分月の複利、これでは民間の金融機関に預けた場合、二十年、二百四十カ月で二十一万七千二百二十一円、これは毎月五百円ずつ預金をするという想定で実算を出してみました。ところが一方、政府提案の役員をやめる場合の毎月五百円掛けの二十年たつての給付額を見ますと二十一万六千九百十円であり、民間の五分五厘の半年複利が二十年後には二十一万七千二百二十一円、政府のほうは二十一万六千九百十円、約千円低いのであります。これ、どこへ線を引いたらいいかわめてその点はむずかしいとおっしゃいますが、もうこの点では論議の余地はないと私は思つて、なお大臣はこれに對してはどのようなお考え—お考えといふか答弁で済むとお考えかどうか。この法案の関連において御答弁を願ひたいと思つております。

○櫻内内務大臣 先般来当委員会におきまして、二十年あるいは十五年、いろいろの場合の想定で利回りの計算を承りました。お話のようにも足らない点がございます。この点もすみやかに改善を要する点ではないかと私自身も認識をしたわけでございますが、いわゆる共済制度でござ

いまして、この制度の活用によつて小規模企業者の還元融資などのことも講ぜられず、また通算の制度もございまして、不十分なながらも、こういう制度がない場合と新たにこういう制度がつくられる場合とこれ比較をいたしましたときに一つの前進ではなからうか、こういう見地でお願いをしておるようなわけでございます。

○大村委員 大臣のおこぼれを聞いております。ないよりはましだ、端的にいっていろいろよいように受け取れるわけです。しかし大臣、政府として中小企業対策なにかんづく小規模企業対策として新しい施策としては何かといへば、無担保、無保証の問題と今度のこの問題だと思つております。しかもかなり、宣伝と言つては恐縮ですが、小規模企業対策についてはいろいろものをやりますといふことで強調されたその結果が、さまざまのことがございまして、私どもとしてはきわめて不満足であります。大臣も満足だとおっしゃいます。しからば一体どこでこういうものに落ちていっていったのか。私の仄聞するところによりますと、通産省はかなり本腰を入れて大蔵省と折衝したような話を聞きました。ところが実際にはこういう形になつたといふことらしいのですが、一体どこでこういう曲がりが曲がってお粗末な法律案になつたのか。そこら辺もひとつお尋ねをしたいと思います。と同時に、大蔵省からも来ておられるから、もう少し大蔵省としてもいろいろものについて善処はできないのかどうか、この点の見解を承りたい。

○櫻内内務大臣 これは予算編成の過程においてはお話を申し上げます。そこで私の段階においては中小企業対策全般として最後まで残っておりまして、本年度の予算の全体的な伸びが比較的低いわかつておるのではありません。その全般的な中におきまして、小規模企業共済制度は、本年度初めて取り上げる制度でもあるから、この辺で財源の關係からひとつ考えてもらいたい。最初はなかなか出資の問題もむずかしかったのでありますが、幸

いにして一部の出資が認められるといふようなこととで、やむなくいろいろような結果に落ちついたというのが大臣折衝の経過でございます。

○山下説明員 大蔵省の仕事のうち、予算關係は私御答弁申し上げることはできませんが、税制についてだけ申し上げておきます。

税制につきましては、この制度を生命保険控除の対象としております事由は、所得税につきましては所得控除がいろいろございまして、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、それ以外の特殊な控除といたしまして、これに類似するものは社会保険料控除であります。社会保険料控除は全額が引けるわけでありまして、これは健康保険でありまして、日雇労働者の健康保険だとか、そういうものの保険料でございます。これは強制加入といふふうな形のものでございます。このたびの制度は任意的なものであります。このたびの制度は任意にはなり得ない、かように考えております。そこで生命保険料控除といたしまして、掛け金を所得から控除するといふことにいたしておる次第であります。

○大村委員 税制上の問題については、これはあとでまた触れますから……中心はいま私が御質問を申し上げました社会保険的精神、制度が加味されていないし、また通産省自体については、かなりこの問題については力を入れたが、対大蔵省との折衝の過程において押えられたように私は感じましたので、その大蔵省が一体この小規模企業対策といふものをどういふようにおとりになつておるのか。ただ平常の事象に對する法律制度としてお考えになつておるのか、あるいはまたこれから整理転換が相当激しく行なわれる、そういう戦時態勢の場合を考慮してお考えになつておるのか、そこも実はお聞きいたしたいことであるから、予算の關係の担当の方でないこととで、大臣、あなたのほうで提案して説明が出ておりますが、その三ページを見ますと「小規模企業者は、その所得の水準から見ても一般の雇用者と

実質的にはほとんど差がないにもかかわらず、各種保険制度、労働保険制度の適用については、制度上十分な恩典を受けられない実情にあります。」と明確に指摘しておられます。しからばそういう実情にあるからこの法案を出した、こういうふうな私どもは受け取りたいのでありますが、にもかかわらず労働保険的な制度がこれに加味されていない、こういう点については、私は当初申し上げましたように、言うことはなるほどりつぱなことを言うけれども中身はないのじゃないか、こう考えるのであります。特に昭和三十八年十二月、経済審議会が国民所得増進計画中間検討報告というものを提出しております。これを見ますと政府は「中小企業の発展を積極的に支援することが必要である。」と言っておるかと思ひますと、中小企業対策は「単なる保護政策に陥ってはならない」「したがって、経済的に中小企業が成り立たないような分野については、それを温存するのではなく、「転職や移動を援助するとともに、転出困難な者に對しては、社会保障等を通じて十分な生活の安定が得られるよう対策を講ずる必要がある。」というふうな政府自身も指摘しておるし、あなたの提案理由の中にも、社会保障の制度が小規模企業者に対しては適用不十分である。したがって、こういふことになつておる。政府の方針もそうである。通産省も政府の一環でしよう。そういうふうなりつぱなことを言つておられながら、こういう内容で、ぶざまなかつたので終つたというところは、私は非常に問題のあるところと思つておられますが、その点はどうなんでしょうか。

○櫻内国務大臣 ぶざまであるかどうか、こういう制度をやるといふことで前進をするといふのでございませうから、多少なりふりは悪うございませうが、私としてはぶざまではない、多少前進しておるものと思つておられます。しかしお話のごとくに提案趣旨から考へて不十分ではないかという点につきましては、先般来繰り返し率直にその点は認めておるわけでありまして、今後今回のこの新しい制度の発足をもたいたしましたして、肉もつ

けていきたいし、またいざりつぱな着物も着せてやりたい、こう思ふ次第であります。
○大村委員 どう言われても、ゼロから出発して何かをつくられたのですから、何ばか前進したことは事実なんです。しかしそれで能事終つたかとお考えでもないようですが、少なくとも小規模企業対策としてお出しになる限りにおいては、これはきわめて不満足であります。

経済企画庁が来ておられますので、ちょっとお尋ねしたいのですが、経済企画庁の中期経済計画を見ますと、低生産性部門をこのままの形で残してはならないというふうな、いわゆる体質改善といふは体質改善であります。整理転換の方向をかなり打ち出しておられると私は思ふのです。これと関連においてそういうことが随所に指摘できるわけでありまして、私も本会議で御質問申し上げて、きわめて不満足な御答弁をいただいたのでよくわかりませんが、開放経済体制に備えて、これからの産業、特に中小企業、零細等についての体質改善をどういふふうにお考えになつておられるのか、あるいはまた整理転換について、どういふように整備転換をしてどうしようとするのか、そこら辺について少しお尋ねしたいと思ひます。

○荒川説明員 中期計画で考えました中小企業の近代化の方向といたしましては、中小企業の構造全体としてもやはりいろいろな事業環境、労働環境、その他環境変更に応じて、新しく適応できる方向といふことで、お話の出ました全体として重化学化の方向へ重点を移していくというふうなこと、それから軽工業等につきましては高級化をはかるというふうな方向、そういうたようなものを全体として打ち出しまして、全体の構造を高生産性のものへ持つていくという方向を出しておるつもりでございます。

想せざるを得ないわけでございますので、そういう場合に手を打つていくということの必要性というところで、転換の円滑化というふうなテーマでその問題を指摘したわけでございます。その具体的な対策として書きましたものは、現在やつております政府関係金融機関等の近代化のための融資というものの中には、現実には相当そういう転換的のものも多く入つておるといふふうなことでございまして、そういう要素のものをさらに原資を拡大するといふふうな方向が一つ、それからいろいろ、主として技術関係の指導でございますが、新しい業種に入っていくことにつきましては、そういう新しい業界についてのいろいろな技術、経営の問題、それについての指導の体制を十分強く立てていくというふうなことで、この二つを主といたしまして、もちろんその間に職業紹介であるとか、あるいは住宅対策であるとかいふような、最後には社会保障といふことを含めまして、具体的な出しておるわけでございます。なお、そういうような直接的な事業転換対策といふこと裏には、やはり全体として重化学化であるとか、あるいは高級品生産への転換とか、そういうふうなことを含めまして広い意味で問題を考へていくというふうな主張でございます。

○大村委員 転換といふことを盛んに使われましたが、転換のできないものもあると思ひます。つまり小規模企業共済法案の中でも、転換だけではないに転換業、廃業ですね、こういうものがあると思ひます。転換がすべてできればいいんですけれども、御承知のように、近代化とか高度化とかいふことも、予算上から対象を考へてみたらきわめて数が少ないものであります。ことしの四十年度の施策を見ても、おそらくあれを全部ひくくるとも企業の数としては千二、三百、この程度であります。二百八十方からある小規模企業者、あるいは中を寄せれば三百方程度になると思ひますが、そういう経済変動の激しい中で、だんだん転換をしようとしてもできないような、いわゆる廃業といふのが出てくると思ふ。私はいまおつしやるような点では打ち出しはしたけれども、責任ある措置といふのがとられていないんじゃないか。ちなみに三十九年の七月の経済白書を見ても、先ほど言いましたように、開放体制のもとでは生産性の低い産業そのものの形で残すことはできない、その過渡期には、摩擦が起きないよう十分に検討を行なうとともに、労働の余裕がなくなり賃金水準や所得水準が高まった状態のもとで成り立つよう農業も中小企業も体質を変えていかななくてはならない。これがいわゆる設備の近代化とか高度化、体質改善といふことにならうと思ふのですが、その中でさらに中小企業や農業には、新しい経済に適應するためになかなかむずかしい問題が多い、こういうことが指摘をせられております。そう容易に体質改善なり転換なりというものができないと思ふのです。政府自体もそういうことを指摘しておられます。またさらに、日本経済は世界的に見て非常に高い転換力を示している、こういうことも示されておられますが、これは転換といふよりも廃業等をしなければならぬ、農業でも農産物離農しなければならぬ、そういう人が他の産業に移つていく、こういうことをさしての転換であると思つておられます。この中期経済計画の部分的な面をみると、いわゆる発展的に転換をする、こういうものでは私はないと思つておられます。そういうものに要約して、労働力の不足が今後も持続をする、さらにそういう傾向は逐年著しくなるのだから、中小企業の整備や転換の場合にも、労働力の他の企業や産業への吸収は容易だ、こういうことが言われているように思つておられます。いま申しましたように、転換をするといふよりも、いままで従事しておつた職をやめて他に移動する廃業だと私は考へるのです。そうなつてきますと、その対処については十分政府としても考へなければならぬ。これは通産省の提案趣旨説明の中にも「開放経済体制への移行、労働需給の逼迫、技術革新の進展等に伴う市場構造の変貌など経済的諸条件の変化を通

じて、中小企業が従来からよって立って来た社会的経済的存立基盤は、その根柢からゆるがされつつあることを指摘をされておりますが、中小企業に焦点を合わせてみますと、そういう実情ですから、私は転業ばかりではなしに、廃業もかなり出るかと思っております。その廃業が出たような場合に、一つは生活の安定あるいは社会保障的な立場からそれを保障するという事は、少なくともこの内容では私はできないと思つて、しかも前回指摘をいたしましたように、また政府自体が指摘をしておられますように、個人企業は自営業者がほとんどでありまして、その自営業者というものは何かといえば、事業主兼労働者、しかも収入は一般の労働者とあまり変わらない、そういうものについて十口まで入れるのだといつても、現実には入れない。そうすると一口か二口ぐらゐ入つて、生活の安定なり、あるいはまた他に転業するようなどきの資金になるかといつても、絶対に、そういうことは絵にかいたもちにひとしい、こういうふうにご考慮のであります。この点について大臣の御所見を承りたいのであります。

○櫻内閣内務大臣 時代の進歩とともに、いま御指摘のように、廃業の場合もあるいは転換の場合も、中小企業の変化というものが相当起きてくる、存立基盤が根柢からゆるがるといふようなことは、当然予想しなければならぬと思つて、この制度で将来転換という場合、この転換といふ場合には、やむなく転換する場合もございましょうが、積極的な転換を考へる場合もあろうかと思つて、あります。それに対して不十分なながらも対処はできると思つて、しかし、それでない、やむなく廃業する場合についての御心配をいま特に強調をせられたらと思つてあります。廃業の場合については、お話のような点が多々あることを私は否定をいたしません。しかし、われわれをいたしましては、現在地方の商工会あるいは商工会議所などを通じてまして、現に経営の改善の指導などを行なつておるわけでございます。そういうような点からいたしまして、不測の事態で廃業のやむない状況に追

込まれて、そして非常な困難な立場になるというふうな点につきましては、できる限りさうやうな点のないように、現在ありますところの商工会、商工会議所の指導普及によつて施策を行なつていきたい、かように思つておりますが、確かにお話をとおし廃業の場合に種々困難な問題があるというところを否定はいたしません。

○大村委員 事業所統計調査による産業別事業所の数の推移を、二十六年を一〇〇として三十五年までの状態をながめてみますと、卸売り業、小売り業で、これが四二・四％、約四倍ぐらゐ事業所数がふえております。一方、国民の所得の伸びを見ても、昭和二十九年に比べて、三十七年度は三十七年度、前年度比が一・五・三％、こういふうに所得の伸びが出ています。つまり、一割から一割五分程度であります。それから消費の伸びですが、政府の統計によりますと、昭和二十五年を一〇〇として、昭和二十九年では七八、それから三十七年度では一二四、つまり昭和二十九年から三十七年の八年間に四六％、年率にして四・九％の伸びで上昇した、こういふうに出出ております。その伸びですと、国民の所得は一割から一割五分程度の伸びです。これは毎年ですが、毎年といつても、三十六年から三十八年の間です。そうして、国民の消費の伸びは二十九年から三十七年度まで、いま申しましたように四六％伸びて、ところが事業所の数は、卸、小売り業で四二・一％といふうに、すばらしくふえております。もちろん、三十七年当時、高長政策の關係もあつて、かなりふえたと思つて、その後若干数は減つたかもしませんが、あまり変わつていない。こういふうに、消費なり所得なりの伸び率と事業所の伸び率を考へてみますと、いわゆる過当競争といひますか、そこから出るところの整理あるいは転換なり廃業といふものが私は出ると思つて、大臣が言われたように、転業の中にも発展的に転

業する人とそうでない人とあるとおつしやいます。私はこれからは暗い面がかなりの数出てくるのぢやないかと思つて、それに政府としては対処しなければならぬ。急速にそういうものが予想されるような今日において、一年未満はかけ捨て、三年までは元金だけ、三年から後にやつと利息がついて、先ほど申しましたように、役員をやめるような場合には、民間の金融機関に預ける場合と比較して、二十年以上たなければ恩典がない。こういふことは、きわめて私は問題のあるところと思つて、大臣、この一年以上経過して三年未満です、そこら辺にかなり重点を置くことはできないのでしようか。いまの制度では、三年未満は掛け金だけですから、そこら辺については、私考えます。社会保障的な制度は取り入れないで、一般の民間の保険並みのことは、これは取り入れられておる。そのために、一年未満は、民間でもそうでしようが、かけ捨てとなり、あるいは三年未満については、これは事業所の管理費とかあるいは工員の給料とかいろいろなこと考へ、運営的な面も考へ、あるいは給付の面も考へて、三年ぐらゐまでは、途中でやめるような場合には、掛け金を割るといふような制度であります。このういふ悪い面は、なるほど目前というたてまえからでしようが、民間保険のまねがしてあります。ところが、肝心の社会保障的なものは、一つもない。しかも、私が申し上げますように、これからかなりこの転業といふものが考へられる。したがつて、三年未満といふことも、そこら辺についてはかなり重視をし、また、補助救済対策を講じなければならぬ。この小規模企業共済法については、その一番大事などころにポイントが合つていない。この点についてはどうなんでしょうか。

○櫻内閣内務大臣 お示しの数字につきましては、私実はここに資料がございせんが、そういう傾向にあるというふうにも思つて、ところで、いまお話があつたように、卸、小売り業者が非常に伸びたという原因の中には、確かに高度成長経済のもたらしたものがあつたらうと思つて、そ

ます。そうしますと、いま安定経済になつて、そして経済界の不況という現実をまのあたりにいたしますと、今度はそれが転業のやむなきに至つていく、こゝに三三三のところが大事だといふうに御分析願つたわけでありまして、そういう分析もこれは貴重なことであると思つて、十分われわれもそういう点は考へてやつていかなければならぬと思つて、ただ、角度を変えて、共済制度といふものがどういふ仕組みでどういふうに成り立つていくのか、こういふうなことを考へてみますときに、専門的知識は十分はございせんが、この種の諸制度あるいは外国の事例などを考へてみますと、一年未満の掛け捨て、三年未満の場合掛け金だけ、こういふうなものは、共済制度としてはやむを得ないのぢやないかと思つて、この場合については、先ほどから繰り返してお述べになつたわけでありまして、これに対しては他の施策、たとえば廃業をされて新たに会社や工場におつとめになるといふ場合の技術の取得であるとか、あるいは事務能力を十分に持つとかいふうなことに、商工会議所や商工会などがこれに対して訓練をするとか、あるいは政府の助成によるそういうような措置を講ずるといふことを別途考へまして、廃業の場合など、円滑に他の職業につき得るようになるのがよいのではないかと考へて、その点については、不十分と申しました。けれども、その点については、これはもう繰り返して私どもも認めておるところでございます。今後ぜひ改善をしてまいりたいと思つて、あります。

○大村委員 もう本会議の時間が迫りましたから、一、二分でやめます。

大臣は、これは共済制度だから、こうおつしやいます。再三繰り返しますけれども、趣旨説明の中でも、小規模企業者等については社会保障的な制度の適用が薄い、だからこういふものを、こうつないであります。そうして、これは共済制度だから、内容は必ずしも満足じゃないが、まあまあこ

○浦野委員長代理 次会は、明後四月二十三日金
 曜日午前十時十五分より委員会を開会することと
 いたし、本日はこれをもって散会いたします。
 午後二時三分散会

商工委員会議録第八号中正誤

ペシ 段行

- 二三 一率 誤 一律 正
- 八三 四 見通が 見通しが
- 八四 三 巡航線 巡航船

商工委員会議録第九号中正誤

ペシ 段行

- 一三 二 御承知 御承知 正
- 二三 六 全般的 全般的
- 五三 五 起こらさない 起こさない
- 六三 三 ことを ことと
- 九三 三 並びに 並びに
- 九四 二 おおりました おりました

商工委員会議録第十号中正誤

ペシ 段行

- 二一 元 私には 秋には 正

第一類第九号

商工委員会議録第二十九号

昭和四十年四月二十一日

昭和四十年四月二十七日印刷

昭和四十年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局